

地域包括支援センターの業務

大橋 孝之

簡単にいうと

高齢者の地域における総合相談窓口

+ 役所の高齢者担当課の支所としての機能

2005年から開始

行政改革としての意味もあった（と思われる）

結果として各市町村が設置主体となってはいるが、約8割が社会福祉法人や医療法人、民間企業への委託

根拠法令

介護保険法

第百十五条の四十六地域包括支援センターは、第一号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）及び第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業（以下「包括的支援事業」という。）その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする

主な業務

- 総合相談
- 権利擁護
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援
- 介護予防ケアマネジメント

総合相談

- 教科書的には、「地域に住む高齢者に関するさまざまな相談をすべて受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに、必要に応じて地域包括支援センターの業務に継続していく」
- 「すべて」受け止めるのは幻想
- 適切に繋げるのが役目だと言えば聞こえは良いが、たらい回しになりがち
- 相談の8割は介護相談
- 単なる相談でおわらず、フォローやアウトリーチをどこまでやるかはやる気次第

権利擁護業務

虐待対応と後見が大きな柱

- 虐待・脆弱な高齢者虐待防止法を駆使（一時保護なし、出頭要求の権利なし、臨検・捜査権なし）
- 後見・権利擁護ではなく権利剥奪の面あり。でもマイナスが大きいようであれば仕方がない。支援困難事例では代理権がなければ使いづらいこと多い、「後見」か「補佐or補助+代理権」か。

包括的・継続的ケアマネジメント支援

- 簡単に言えば、地域のケアマネージャーの支援
ケアマネージャー：介護保険サービスを利用する際に必要なケアプランの作成やサービス事業者との調整を行う専門職
- 主任ケアマネージャー（ケアマネの上級職）が主役
- 行政書士等の士業とは感覚が違う
- 措置の時代の感覚が残っている

介護予防ケアマネジメント

介護認定で要支援の方のケアマネジメント

※要介護1～5→ケアマネージャー

要支援1&2→地域包括支援センター

かなり数が増えてきていて、メイン業務になってしまってい
る

半年仕事をして分かったこと

- ・おひとり様の支援需要はかなり高い
- ・あと10年、20年度はさらに需要が高まる
- ・精神疾患、知的ボーダーの方はかなり地域に存在する
- ・これまで支援に繋がらず、高齢者領域に入ってからはじめて顕在化する

今後の展開

- ・人生の伴走者が必要
- ・頭脳面から生活を支える
- ・ケアマネージャーには難しい
- ・一応、任意後見という制度はあるが、、、
- ・もう少し気軽なところから入っていけないか